



《会計・税務の知識》 税金の納付方法

はじめに

確定申告をご自身で行った方も多いと思いますが、その際税金の納付はどのような形を取りましたか。金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく自宅や事務所等から納付手続きが可能なキャッシュレス納付の種類をご紹介します。

1. 振替納税

(1)方法

納税者ご自身名義の預貯金口座から自動振替により納付する方法です。

(注意)振替日は所得税令和6年4月23日(火)、消費税令和6年4月30日(火)となっております。

(2)手続き

納付期限までに「預貯金口座振替依頼書」を税務署又は利用される金融機関に提出します。こちらはオンライン(e-Tax)で提出できます。

2. ダイレクト納付

(1)方法

納税者ご自身名義の預貯金口座から即時又は指定した期日に口座引落しにより納付する方法です。

(2)手続き

事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きを行った上で、「ダイレクト納付利用届出書」を提出します。こちらもオンライン(e-Tax)で提出できます。

(注意)「ダイレクト納付利用届出書」を提出してから利用可能となるまで、書面提出であれば1か月程度(e-Tax)による提出は各金融機関によります。)かかります。

3. インターネットバンキングやATMで納付

(1)方法

インターネットバンキングやATMから納付する方法です。

(2)手続き

事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きを行った上で、納付情報を登録又は入力します。

4. クレジットカード納付

(1)方法

インターネットを利用して「国税お支払サイト」から納付できます。

(注意)納付税額に応じた決済手数料がかかります。

(2)手続き

事前に届出等を提出する必要はありません。

5. スマートフォンアプリ納付

(1)方法

インターネットを利用して「国税スマートフォン決済専用サイト」からスマホアプリ決済を利用して納付できます。

(注意1)

納付できる金額は30万円以下です。

(注意2)

事前にPay払いの残高のチャージが必要です。

(2)手続き

事前の届出等の提出は必要ありません。

6. QRコードを利用したコンビニ納付

(1)方法

スマートフォンやご自宅のパソコンなどで、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして作成し、コンビニエンスストアで納付できます。

(注意)コンビニ納付ができる金額は30万円以下です。

(2)手続き

作成した「QRコード」(PDFファイル)をスマートフォンに保存又は書面出力することによりコンビニ店舗に持参



キヨスク端末に読み取らせることによりバーコード(納付書)を出力



バーコード(納付書)をレジに持参して納付

7. コンビニ納付 (バーコード)

(1)方法

税務署から送付又は交付されたコンビニ納付専用のバーコード付納付書を使用し、国税庁長官が指定した納付受託者(コンビニエンスストア)へ納付を委託することにより国税を納付する手続です。

(2)手続き

予定納税や加算税等の税務署から交付を受ける場合の他、確定した税額について、申告書提出時に納税者から納付書の発行を依頼すればバーコード付納付書が発行されます。

8. 税金の還付

還付金の受取は確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、ご本人の取引している振込先の金融機関名、預貯金の種類及び口座番号を記載することで、指定の金融機関への振込がされます。

(参照：国税庁令和5年分確定申告特集 税金の納付や還付手続)

おわりに

従来通り、金融機関又は所轄税務署で納付する方法もあります。様々な納付方法が用意されておりますので、納付しやすい方法で期限内に納付をしていきましょう。(担当：山口藤子)